

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

支給日の目安

1回目の支給

支給決定者に支給決定通知書を郵送します。通知到着後、14日以内に支給額が振り込まれます。

(ただし、決定通知に記載されている支給期間以降の支給となります。決定通知が令和4年2月上旬に届いても、支給期間が3月から5月の場合の1回目の支給は3月1日以降となり14日以内の振込にならない場合があります。)

2回目以降は、求職活動報告の提出後の支給となります。

2回目以降の支給

福祉事務所が求職活動要件を満たしているか審査を行い支給処理を行います。補正・再提出等の連絡がない場合には、提出後概ね4～5週間までに2回目以降の支給となります。

(ただし、決定通知に記載されている支給期間以降の支給となります。例えば、支給期間が3月から5月の場合、2回目支給は4月1日以降、3回目の支給は5月2日以降となります。)

求職活動報告の提出が遅れる場合は、支給期間後の支給になることがあります。)